

「川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」、
「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「川
越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
の一部改正（案）の概要について

令和 7 年 9 月
こども未来部 こども政策課
療育支援課

改正しようとする市条例等

- A 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
（平成 25 年条例第 41 号。以下「市規則」という。）
- B 川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26 年条例第 64 号。以下「市条例①」という。）
- C 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例（令和元年条例第 35 号。以下「市条例②」という。）

関連する国の基準省令

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。
以下「基準省令①」という。）
- ② 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令
第 61 号。以下「基準省令②」という。）
- ③ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「基準省令③」という。）

関連する法律

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）

1. 趣旨

基準省令①～③の一部改正に鑑み、市条例①②及び市規則の一部を改正しよ
うとするものです。

2. 内容

（1）国の基準省令の改正概要

○ 国基準改正の趣旨

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日
閣議決定）において、「保育所等における健康診断については、0 歳児から

2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされたこと、令和6年度にこども家庭庁が実施した「保育所等における乳幼児の健康診断に関する調査研究」においては、一定程度の保育所等において、保護者の同意を得た上で、0～2歳児に係る乳幼児健康診査の結果を入手し、こどもの健康状態を確認するために活用していることが明らかになったため、各保育所等におけるこどもの健康管理の円滑な実施に資するよう、所要の改正が行われたものです。

○ 国基準改正の内容

乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。この場合において、保育所等の長等は、その乳幼児健康診査の結果を把握しなければならないこととする、とされたものです。

(2) 市条例①②、市規則の一部改正について

市条例①②、市規則に関し当該基準の内容について本市の実情において異なる内容とすべき特殊事情・要因は見当たらないことから、国の基準省令と同じ内容の改正を行うこととします。

3. 施行期日

公布の日

4. 効果

①児童福祉施設②家庭的保育事業等③指定通所支援の事業

①～③それぞれの適正な運営に資することができます。